



旭川公共職業安定所発表
令和3年1月21日

担 当	旭川公共職業安定所
	所長 小笠原 淳
	統括職業指導官 西口 勝美
	電話 0166 (51) 0176 (内線31#)

令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果

旭川公共職業安定所（所長 小笠原 淳）では、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、旭川公共職業安定所管内における令和2年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

[管内（2市12町1村）：旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・幌加内町・富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村]

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は100.0%
- ② 65歳定年企業は22.8%（対前年1.6ポイント増）

II 66歳以上働ける企業の状況

- ① 66歳以上働ける制度のある企業は38.6%（対前年2.6ポイント増）
- ② 70歳以上働ける制度のある企業は36.8%（対前年2.3ポイント増）
- ③ 定年制廃止企業は3.0%（対前年0.8ポイント減）

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した管内の従業員31人以上の企業492社の状況をまとめたものです。

今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けた、さらなる取組を推進していきます。

なお、集計結果の主なポイントは次ページをご参照ください。

1 管内における高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況<表1>

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は100.0%(対前年変動なし)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.0%(対前年変動なし)となっている。

(2) 雇用確保措置の内訳<表2>

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は3.0%(対前年0.8ポイント減少)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は27.0%(対前年1.5ポイント増加)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は69.9%(対前年0.8ポイント減少)となっている。

(3) 継続雇用確保措置のある企業の状況<表3>

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は78.8%(対前年1.7ポイント増加)、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は21.2%(対前年1.7ポイント減少)となっている。

2 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業の割合は22.8%(対前年1.6ポイント増加)となっている。<表4>

3 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の割合は38.6%(対前年2.6ポイント増加)となっている。<表5>

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の割合は36.8%(対前年2.3ポイント増加)となっている。<表6>

4 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業の割合は18.5%(対前年1.7ポイント増加)となっている。<表5>

高齢者雇用確保措置の実施状況等

旭川

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	492	0	492
	(495)	(0)	(495)
	100.0%	0.0%	100.0%
	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)
51人以上	287	0	287
	(298)	(0)	(298)
	100.0%	0.0%	100.0%
	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

(参考：北海道)

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	6,253	7	6,260
	(6,173)	(12)	(6,185)
	99.9%	0.1%	100.0%
	(99.8%)	(0.2%)	(100.0%)
51人以上	4,060	1	4,061
	(4,018)	(6)	(4,024)
	100.0%	0.0%	100.0%
	(99.9%)	(0.1%)	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
企業数	15	133	344	492
	(19)	(126)	(350)	(495)
	3.0%	27.0%	69.9%	100.0%
	(3.8%)	(25.5%)	(70.7%)	(100.0%)
51人以上	7	69	211	287
	(7)	(68)	(223)	(298)
	2.4%	24.0%	73.5%	100.0%
	(2.3%)	(22.8%)	(74.8%)	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)	合計(①+②)
企業数	271	73	344
	(270)	(80)	(350)
	78.8%	21.2%	100.0%
	(77.1%)	(22.9%)	(100.0%)
51人以上	155	56	211
	(162)	(61)	(223)
	73.5%	26.5%	100.0%
	(72.6%)	(27.4%)	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「合計」は表2の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	①定年制の廃止	②65歳以上定年			合計(①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66~69歳	70歳以上		
企業数	15	112	5	16	148	492
	(19)	(105)	(6)	(15)	(145)	(495)
	3.0%	22.8%	1.0%	3.3%	30.1%	100.0%
	(3.8%)	(21.2%)	(1.2%)	(3.0%)	(29.3%)	(100.0%)
51人以上	7	61	2	6	76	287
	(7)	(60)	(3)	(5)	(75)	(298)
	2.4%	21.3%	0.7%	2.1%	26.5%	100.0%
	(2.3%)	(20.1%)	(1.0%)	(1.7%)	(25.2%)	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※②「65歳以上定年」は表2の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の廃止	②66歳以上定年	③希望者全員66歳以上	④基準該当者66歳以上	⑤その他の制度で66歳以上まで雇用	合計①(①~③)	合計②(①~④)	合計③(①~⑤)	報告した全ての企業
企業数	15	21	55	46	53	91	137	190	492
	(19)	(21)	(43)	(49)	(46)	(83)	(132)	(178)	(495)
	3.0% (3.8%)	4.3% (4.2%)	11.2% (8.7%)	9.3% (9.9%)	10.8% (9.3%)	18.5% (16.8%)	27.8% (26.7%)	38.6% (36.0%)	100.0% (100.0%)
51人以上	7	8	31	25	38	46	71	109	287
	(7)	(8)	(24)	(27)	(32)	(39)	(66)	(98)	(298)
	2.4% (2.3%)	2.8% (2.7%)	10.8% (8.1%)	8.7% (9.1%)	13.2% (10.7%)	16.0% (13.1%)	24.7% (22.1%)	38.0% (32.9%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。
 ※本表は、「高齢者雇用状況報告書」における「70歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況」に関する項目が、前年度から「66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況」に変更されたことにより、前年度から新たに集計したもの。
 ※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。
 ※「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。
 ※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 70歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の廃止	②70歳以上定年	③希望者全員70歳以上	④基準該当者70歳以上	⑤その他の制度で70歳以上まで雇用	合計①(①~③)	合計②(①~④)	合計③(①~⑤)	報告した全ての企業
企業数	15	16	52	46	52	83	129	181	492
	(19)	(15)	(42)	(49)	(46)	(76)	(125)	(171)	(495)
	3.0% (3.8%)	3.3% (3.0%)	10.6% (8.5%)	9.3% (9.9%)	10.6% (9.3%)	16.9% (15.4%)	26.2% (25.3%)	36.8% (34.5%)	100.0% (100.0%)
51人以上	7	6	29	24	37	42	66	103	287
	(7)	(5)	(23)	(26)	(32)	(35)	(61)	(93)	(298)
	2.4% (2.3%)	2.1% (1.7%)	10.1% (7.7%)	8.4% (8.7%)	12.9% (10.7%)	14.6% (11.7%)	23.0% (20.5%)	35.9% (31.2%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。
 ※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。
 ※「⑤その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。
 ※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

(参考) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	①定年制の廃止	②65歳以上定年	③希望者全員65歳以上の継続雇用制度	合計(①+②+③)	報告した全ての企業
企業数	15	133	271	419	492
	(19)	(126)	(270)	(415)	(495)
	3.0% (3.8%)	27.0% (25.5%)	55.1% (54.5%)	85.2% (83.8%)	100.0% (100.0%)
51人以上	7	69	155	231	287
	(7)	(68)	(162)	(237)	(298)
	2.4% (2.3%)	24.0% (22.8%)	54.0% (54.4%)	80.5% (79.5%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。
 ※「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。
 ※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。